

令和5年度 途中採用正規職員 看護師・助産師 募集要項

1. 職種・採用人員・受験資格

職 種	看護師・助産師
採用人員	若干名
受験資格	<既卒> 看護師又は助産師の免許を持つ人で昭和53年4月2日以降に生まれた人 ※ 地方公務員法 第16条 に該当する人は受験できません。

2. 採用試験

内 容	看護師：適性検査・面接・小論文 助産師：適性検査・面接・事例検討試験 ※ 試験前に職場見学へお越しください。
試験日時	随時 ※ 適性検査は、統一応募用紙をご提出いただいた方に URL をお送りし、WEB 上で受験いただきます（所要時間 20 分程度）。

3. 募集手続

申 込 先	〒664 - 8540 伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地 市立伊丹病院 2 階 総務課人事研修担当 TEL 072 - 777 - 3118（直通）
提出書類	<input type="checkbox"/> 統一応募用紙（当院専用用紙（A4）・HP からダウンロード） <input type="checkbox"/> 看護師・助産師免許証の写し <input type="checkbox"/> 職務経歴書（職務経験について業績等を詳しく記載。A4 様式自由） <input type="checkbox"/> 返信用長形 3 号封筒（宛名明記・84 円切手貼付）

4. 合格者発表および採用

合 格 発 表	試験日の約 2 週間後
採用予定日	健康診断を実施し、異常がない場合採用

5. 待遇等

身 分	地方公務員 ・ 看護師 助産師
給 与 月 額 (地域手当含む)	看護師（大卒）：290,941 円 看護師（3 年制卒）：287,298 円 看護師（2 年制卒）：280,648 円 助産師：290,941 円 ※ 地域手当、初任給調整手当、夜勤に係る手当を含めた額を表示 ※ 看護師免許取得後の経験年数に応じた加算があります。 ※ 助産師免許取得後の経験年数に応じた加算があります。看護師経験は、助産師免許取得後に限り加算されます。
諸 手 当	規定により地域手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、勤務手当等を支給 (給与改定等により額が変更される場合があります。)
期末勤勉手当	支給月 6 月・12 月（令和 4 年度実績 4.4 カ月） 支給率 伊丹市一般職員の給与に関する条例による

6. 勤務体制等

勤務体制	以下のいずれかを選択できます（4週8休）。 3交代…日勤 8:30～17:15 準夜 16:30～翌 1:15 深夜 0:30～9:15 変則2交代…日勤 8:30～17:30 長日勤 8:30～20:00 夜勤 19:30～翌 9:15 （一部病棟で実施）完全2交代…日勤 8:30～17:15 夜勤 16:45～翌 9:15
休暇等	有給休暇（年間20日付与：令和3年度取得実績平均12.3日）・育児休業（最大3年間）・病気休暇・介護休暇・夏季休暇（令和4年度5日付与）・子の看護休暇（年間5日）等

7. 福利厚生等

年金・貸付等	兵庫県市町村職員共済組合に加入し、年金制度、各種給付・貸付制度が保障されます。
福利厚生	伊丹市職員厚生会に加入し、レクリエーション行事等福利厚生事業に参加できます。院内保育所・病児託児あり。被服の貸与あり。 夜勤タクシー利用制度あり（5,000円/回を上限として実費支給）。

8. 研修

看護部は看護職員のキャリア開発を推進しており、感染管理認定看護師やがん化学療法認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師などが教育を修了し活躍をしています。

また、認定看護師による研修も充実しています。

9. 試験結果の開示

不合格者に対してのみ、総合得点・総合順位を開示します。

開示を希望される場合は、受験者本人が本人確認のできるもの（免許証・パスポート等）を持参し、直接、事務局総務課に申し出てください。開示を請求できる期間は、不合格の通知を受け取った日から1カ月以内とします。

※ 受験者本人以外には開示いたしません。

また、電話・FAX・郵便・電子メールなどでの開示請求はできません。

10. 市立伊丹病院のホームページ

アドレス <http://www.hosp.itami.hyogo.jp/>

11. 問い合わせ先・病院見学

採用や病院見学に関するお問い合わせは、総務課へお電話かメールまたはホームページの問合せフォームにてご連絡ください。

市立伊丹病院 総務課人事研修担当

TEL:072-777-3118（人事研修担当直通）平日9:00～17:00

e-mail: itami-hp@city.itami.lg.jp

※ 地方公務員法【抜粋】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者